



2019 年度
四万十市教育行政方針

四万十市教育委員会

《 目 次 》

1	教育行政方針の体系	1
2	基本的な考え方	2
3	基本方針と重点施策等	3
	学 校 教 育	3
	教育研究所	10
	生 涯 学 習	12
	図書館	14
	郷土資料館	16
	ス ポ ー ツ 振 興	17

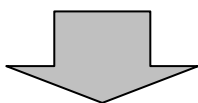
1 教育行政方針の体系

四万十市民憲章

日本一の清流四万十川の美しい自然と、先人の残した誇り高き文化を継承する四万十市は、四国西南地域の拠点都市として栄えています。わたしたちは、四万十市民である誇りと責任を自覚し、より平和に、豊かで健康な市民生活を目指し、ここに市民憲章を定めます。

- 1 四万十川の美しい流れを守りましょう。
- 1 人間の尊さを知り、社会のきまりを守りましょう。
- 1 青少年に希望の持てる、豊かで、活力のあるまちをつくりましょう。
- 1 いたわりの心をひろげ、あたたかい郷土をつくりましょう。
- 1 教養を高め、かおりある文化のまちをつくりましょう。

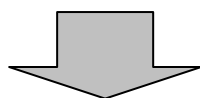
平成 17 年 10 月 1 日制定



四万十市総合計画

《 将来像 》

人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市
～ “にぎわい・やすらぎ・きらめき” のあるまちづくり～



教育に関する施策の総合的かつ具体的な事業展開を図る

四万十市教育大綱

教育行政方針

四万十市教育振興基本計画

《 基本理念 》

『オール四万十』で学びあい 高めあい 支えあう人材(ひと)の創造』

2 基本的な考え方

近年、少子高齢化や高度情報化、国際化などが一層進み、社会構造や社会情勢が急激に変化する中で、地域に貢献し得る意欲や能力の育成は勿論のこと、国際社会にはばたく資質と能力を兼ね備えた人材の育成がますます重要となっています。

こうした状況の中で、四万十市では、「知・徳・体」の調和の取れた豊かな人間性と確かな学力に裏打ちされた人格の完成を目指す教育基本法の理念やこれに基づき策定された国の第3期教育振興基本計画（H30～H34）、また、平成28年3月に策定された第2期高知県教育振興基本計画（H28～H31）を踏まえながら、平成29年3月に策定した「四万十市教育振興基本計画」（同年6月改定：H29～H31）に基づき、健康で知性と徳性を備え、社会の変化に主体的に対応できる心豊かでたくましい子どもたちの育成を目指します。また、市民が生き甲斐を持ち、潤いのある生活を送ることができる生涯学習活動を推進し、健康づくりや体力づくり、文化に親しむ環境づくりなど、市民の誰もが自由に参加できる学習機会の造設とその拡充に取り組み、四万十市教育振興基本計画の基本理念である“『オール四万十』で学びあい 高めあい 支えあう人材(ひと)の創造”に向け取り組んでまいります。

3 基本方針と重点施策等

学 校 教 育

〈基本方針〉

子どもたちが、基礎・基本となる学力を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動することにより、よりよく問題を解決するための資質や能力を養います。また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」やたくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」の育成を目指します。

知育 … 確かな学力を育む

基礎・基本の定着とともに、それまでに学んだことを活用して、問題を解決する力や自ら進んで学習する態度を身に付けます。

徳育 … 豊かな心を育む

心の教育や豊かな体験を通して、感動する心を大切に育むとともに、礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動します。

体育 … 健やかな体を育む

健康で安全・安心を心がけるとともに、進んで運動に親しみ、健やかな体をつくります。

学校

子どもたちが安心して学べる教育施設・教育環境の整備・充実を図るとともに、信頼される学校教育の確立を目指します。

家庭

基本的な生活習慣、豊かな感性や情操などを培うとともに、家庭学習の習慣を身に付けます。

地域

地域の中で学び、地域の人たちとふれあう中で、社会性を身に付けます。

生きる力を育む

《重点施策》

1 確かな学力を育む（知育）

- (1) 基礎学力の定着と学力の向上
- (2) 教職員の資質と指導力の向上
- (3) 保幼小中連携教育の推進
- (4) 国際理解教育・英語教育の充実
- (5) 特別支援教育の推進
- (6) 複式教育の充実
- (7) 情報教育の推進

2 豊かな心を育む（徳育）

- (1) 豊かな心を育む教育の推進
- (2) いじめ・不登校問題等への取組み
- (3) 安全教育の推進
- (4) 学校・家庭・地域の連携強化
- (5) ふるさと教育の推進
- (6) キャリア教育の充実
- (7) 環境教育の推進
- (8) 学習環境の整備

3 健やかな体を育む（体育）

- (1) 体力・運動能力の向上と健康教育の推進
- (2) 基本的な生活習慣の確立

4 児童・生徒の安全確保

- (1) 児童・生徒の安全確保の取組み

5 学校再編

- (1) 望ましい教育環境をつくる学校再編の取組み

6 学校における働き方改革の推進

- (1) 教員の負担軽減を図り、児童生徒へ向き合う時間確保に向けた取組み

（具体的方策）

1 確かな学力を育む（知育）

- (1) 基礎学力の定着と学力の向上
 - ① 基礎・基本の定着を図るとともに、学んだことを活用して、課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度の育成に努めます。
 - ② 教科などあらゆる場面を通じて、言語活動の充実や読書活動の推進に取り組み、言語に関する豊かな環境を整えることにより、言語力の向上を図ります。

- ③ 全国学力・学習状況調査や高知県学力定着状況調査、標準学力調査等の結果から、本市における教育施策の成果と課題を検証し、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てます。
 - ④ チームティーチング(TT)・分割授業等指導方法・指導形態の工夫を図り、学習課題を明確にしたわかりやすい授業を実施し、子ども同士が学びあえる授業づくりに努めます。
 - ⑤ 主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善に努めるとともに、各教科等の育成すべき資質・能力の向上に努めます。
 - ⑥ 基礎学力の定着、基本的な学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上を図るため、放課後の補充学習等に取り組みます。
- (2) 教職員の資質と指導力の向上
- ① 校内研修の充実を図り、計画的な授業研究や特色ある学校づくりの実践に努めます。
 - ② 県、市等が主催する研修会や講習会、教科等のサークル活動などに積極的に参加させることにより、教職員の資質・指導力の向上に努めます。
 - ③ 学習指導要領に基づく教育活動の研究及びその実践に努めます。
- (3) 保幼小中連携教育の推進
- ① 隣接した保育所・幼稚園、小・中学校の連携や交流の強化を図り、継続性のある学習活動や生徒指導に取り組み、併せて、保育所、高等学校との連携・交流も深めていきます。
 - ② 保幼小中連携教育を推進するモデル校区を指定し、その取り組みや成果を他校に普及させるとともに、義務教育9年間を見通して児童・生徒の育成を図ります。
 - ③ 各小学校において、入学当初に児童が幼児期の経験を生かし、主体的に活動を展開できるよう、合科的・関連的な指導を行うスタートカリキュラムを作成し、保幼小の円滑な接続を図ります。
- (4) 国際理解教育・英語教育の充実
- ① 英語指導教員や外国語指導助手(ALT)の効果的な活用について研究を推進することにより、英語教育のさらなる充実を図ります。
 - ② 外国語担当者会を小学校と中学校合同で開催するなど、小学校から中学校への接続を意識した授業づくりを広めながら、より体系的な学習の充実を図ります。
 - ③ 各学校の英語教育の成果を発表する場として、中学生を対象とした「四万十イングリッシュ・フェスティバル」を開催します。
 - ④ 外国籍の子どもが早期に学校生活に適應できるように、学習支援や相談体制の充実を図ります。併せて、互いの文化を尊重する態度の育成に取り組みます。
- (5) 特別支援教育の推進
- ① 障害のある子どもの適正就学を図り、能力や特性を最大限に伸ばせるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫と併せて学習環境の充実に努めます。
 - ② 通常の学級に在籍する発達障害等のある子ども、あるいはその疑いや傾向が見られる子どもの学習・生活支援策として、特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実を図ります。
 - ③ 四万十市障害児等教育支援委員会の本来果たすべき役割を再認識し、その充実を図

るとともに、特別支援教育の理解促進や相談支援体制の整備に努めます。

- ④ 特別支援教育学校コーディネーター研修会を実施し、各学校の特別支援教育学校コーディネーターの専門性の向上及び校内支援体制の整備に努めます。

(6) 複式教育の充実

- ① 少子化等の影響から、中山間部等の学校において複式学級が増えつつある現状を踏まえ、当該学級の効果的な学習と指導力の向上に向け、交流学习や合同授業、教職員の合同研修等を進め、へき地複式教育の充実を図ります。

(7) 情報教育の推進

- ① 情報化社会の進展に対応するため、情報機器の活用方法に慣れ親しむ環境の整備を行い、情報機器や情報を主体的に活用できる児童生徒の育成を図ることにより、「わかる授業」の創造に努めます。
- ② 教職員の情報機器活用能力の向上に努めるとともに、各教科・領域等の学習における効果的な ICT 活用を図ります。
- ③ 情報モラルに関する指導に努め、情報の送受信に際して、的確に判断し対処できる能力の育成を図ります。

2 豊かな心を育む（徳育）

(1) 豊かな心を育む教育の推進

- ① 「特別の教科 道徳」を要として、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性をすべての教育活動において養います。
- ② 人権尊重の理念のもと、豊かな心を育む人権教育を推進します。
- ③ 図書担当教諭や学校図書館支援員による老朽図書の更新や蔵書内容の検討や、授業等における学校図書館の活性化に加え、市立図書館との連携による並行図書の充実など、児童生徒の読書への関心・意欲を高めるとともに、読書習慣の定着を図ります。

(2) いじめ・不登校問題等への取組み

- ① 児童・生徒一人ひとりに対して、共感的、積極的なかかわりを持つ指導を行うとともに、保護者との連携を密にし、信頼関係を構築する中で、学校における生徒指導の取組みを推進します。
- ② 課題のある児童生徒に対する多面的な理解を促すとともに、毅然とした態度で指導できるよう、各学校における生徒指導の充実を図ります。
- ③ 児童・生徒が自己の存在感を実感し、精神的な充実を得ることができるよう、教員や友人との心の結びつきや信頼感が実感できる学校づくりを推進します。
- ④ スクールカウンセラーなど外部の専門家のほか、スクールソーシャルワーカー、不登校児指導員等の配置や教育支援センターの効果的な活用を図る中で、不登校等の未然防止や早期発見、早期対応に向け、教育相談体制の充実に取り組みます。
- ⑤ 学校における「いじめの積極的認知」を推進することで、いじめを見逃すことなく、素早い対応と取組みにつなげ、早期解決に努めます。
- ⑥ 「四万十市いじめ防止基本方針」に基づき、四万十市いじめ問題対策連絡協議会を

設置し、関係団体相互の情報共有を円滑に行うことで、いじめの早期解決につながります。

- ⑦ 県主催の「児童会生徒会サミット」等への参加を通じて、児童生徒が主体となる活動をサポートするとともに、啓発活動等を積極的に行い、学校、地域、関係機関が一体となっていじめ防止に取り組みます。

(3) 安全教育の推進

- ① 子どもたちの危険を予見する能力の育成に努め、安全教育の一層の充実に努めます。
- ② 安全を担保するための必要な条件整備に努めるとともに、想定される事故や犯罪被害、地震等の自然災害に備えた危機管理体制の充実に努めます。特に、今後予想されている「南海トラフ巨大地震」への備えとして、学校防災マニュアルや防災教育全体計画に基づく実践的な避難訓練等を実施しながら防災教育を計画的・系統的に推進します。
- ③ 登下校時の子どもたちの安全・安心を確保するため、学校や家庭、地域が一体となり、子どもたちを見守るボランティア活動組織の育成を推進するとともに、関係機関と連携し通学路の安全確保対策に取り組みます。

(4) 学校・家庭・地域の連携強化

- ① 学校・家庭・地域が一体となり地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである「学校支援地域本部」の活動をさらに充実させ、地域コーディネーターを中心に地域住民の参画により、学習補助や環境整備、学校行事の運営支援について連携・協働による支援を行います。また、規範意識の向上、あいさつや食事などの基本的な生活習慣、家庭学習などの学習習慣の形成など、家庭・地域の教育力の向上に努め、子ども達が地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- ② 各学校の PTA と協働し、家庭学習の習慣化や読書時間の確保、情報モラル教育の推進など、連携した取り組みを推進します。
- ③ 学校運営協議会制度や学校評価制度を活用し、保護者や地域の意見を教育活動や学校経営に活かし、信頼される学校づくりに取り組みます。

(5) ふるさと教育の推進

- ① 地域や学校の特色に応じた教育素材を活かし、課題を設定することで、児童生徒に地域や歴史、文化等に興味をもたせ、児童生徒が自ら課題を立て、情報を集め整理・分析して、まとめ・表現する力を育成します。
- ② 総合的な学習の時間等の年間指導計画に、地域の素材・人材を生かしたふるさと学習を位置づけ、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りをもてる児童生徒を育成します。
- ③ 各学校のふるさと教育の成果を発表する場として、小学生を対象とした「ふるさと発見！ 四万十の子ども研究発表会」を開催します。

(6) キャリア教育の充実

- ① 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すキャリア教育の充実に努めます。
- ② キャリア教育を通して「基礎的・汎用的能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）」を育成します。
- ③ ボランティア活動や自然体験活動等の体験的・実践的な活動を積極的に推進します。

(7) 環境教育の推進

- ① 四万十川に代表される豊かな自然や水資源、森林資源など地域の恵まれた自然環境を有効活用し、体験活動を通して自然保護に対する意識の高揚を図るなど総合的な環境教育の推進に努めます。

(8) 学習環境の整備

- ① 子どもたちが健康で安全な学校生活をおくることができるよう、学校施設や教育環境の整備を図ります。
- ② 教材・教具の整備を進め、教材研究を深めることができる環境づくりに取り組み、教員個々の授業力向上に繋がります。

3 健やかな体を育む（体育）

(1) 体力・運動能力の向上と健康教育の推進

- ① 生きる土台となる「健やかな体」づくりを推進するため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などの結果をもとに、各学校における児童・生徒の実態に即した体力・運動能力の向上対策に取り組みます。
- ② 発達段階に応じた性教育やがん教育、薬物乱用防止教育などの実践に取り組み、学校保健・体育の充実を図ります。

(2) 基本的生活習慣の確立

- ① 子どもたちの成長にとって重要となる基本的生活習慣の確立に向けて、学校と家庭が連携して取組みを進められるよう支援を行います。
- ② 本市の食文化を継承しながら、安全で安心な地場産物を取り入れた学校給食を推進します。
- ③ 子どもたちが、望ましい食習慣や自己管理能力を身に付けることができるよう、栄養教諭を中心とした指導の充実にも努めるとともに、家庭や地域と連携しながら、食に関する教育の充実を図り、児童・生徒の食に対する意識の高揚を図ります。

4 児童・生徒の安全確保

(1) 児童・生徒の安全確保の取組み

- ① 補導センター(補導員、補導教員等)を中心に、地域での補導育成活動の充実にも努め、青少年の問題行動の未然防止を図ります。
- ② 不審者などから子どもを守るために、青色パトロール車などによる巡回見回り活動の実施やスクールガードやタウンポリスといった地域住民参加型組織、関係機関との連携を図りながら、子どもに関わる犯罪の未然防止活動を積極的に推進するとともに、不審者情報の迅速な発信等の取組みを推進します。
- ③ 青少年やその家族の悩みに対する相談体制の充実にも努めます。
- ④ 青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすような凶悪やインターネット情報など有害な環境から青少年を守るため、補導員や補導教員・家庭・地域団体等の協力を得る中で必要な取組みを行い、有害環境の浄化を推進します。
- ⑤ 近年のインターネット利用に起因する犯罪被害を防止するため、青少年や保護者に対するフィルタリングの普及促進等の教室や講演を開催し、啓発活動を推進します。

5 学校再編

(1) 望ましい教育環境をつくる学校再編の取組み

- ① 少子化を見据え、適正規模での学校運営を維持・継続していくため、新たに策定した四万十市立小・中学校再編計画（第2次）に基づき、子どもたちの望ましい教育環境の確保を基本とした学校再編の実現に向けて取り組んでいきます。

なお、これまで学校再編に関して保護者や地域の合意が得られていない小学校区においては、適宜話し合いの場の設定や情報提供を行いながら、引き続き児童生徒や保護者の持つ疑問や不安解消に努めていくとともに、学校再編の必要性に対する理解を深めていきます。

また、再編実施年度（蕨岡・川登小学校区：2021年度、竹島・八東・中筋小学校区：2022年度）に関わらず、保護者・学校・行政で構成する学校再編準備委員会（仮称）を立ち上げ、条件整備や事前交流事業の内容検討に着手し、具体化していくことで、児童生徒や保護者の不安解消に努めます。

6 学校における働き方改革の推進

(1) 教員の負担軽減を図り、児童生徒へ向き合う時間確保に向けた取組み

- ① 勤怠管理システムの全校導入をはじめ、運動部活動ガイドラインや、部活動休養日、定時退校日、最終退校時刻のほか、夏季休業中における学校閉庁日の設定実施など、昨年度導入した取組みを継続的に実施するとともに、進捗管理に努めます。
- ② 職場内での意識啓発をはじめ、職員会議等、会議の在り方を含め、学校運営方法の改善・効率化、学校支援地域本部の活用など、自発的な改善行動に努力する学校現場と、PCデータの管理方法の改善やICT技術の活用による事務負担軽減に取り組む学校事務支援室と連携を図りながら、実効性ある改善方策の検討と実施に努めます。

《 教育 研 究 所 》

〈基本方針〉

学校教育の諸問題について調査研究するとともに、教職員の研修並びに教育研究団体の研究の支援と連絡調整など、教育研究所の体制を充実させ、市内全域での教育の振興と充実を目指します。また、学校・家庭・地域との連携を図りながら、学校生活への適応が難しい児童・生徒が自立できるよう、効果的な指導や支援のあり方を研究し、対策を図ります。

《重点施策》

- 1 調査研究の推進
- 2 資料の収集と活用
- 3 情報教育の推進と充実
- 4 教育相談の充実
- 5 不登校児童生徒対策の充実
- 6 教育研究大会の開催
- 7 各研究団体への支援
- 8 研究協力員、研究協力校の活用
- 9 関係機関との連携

(具体的方策)

1 調査研究の推進

児童・生徒の主体的な学習態度の育成、コンピューター等の教育機器の活用及び学習指導法等の改善についての調査研究に努めます。

2 資料の収集と活用

指定研究校の研究資料や参考図書などの収集と、その提供に努めます。

3 情報教育の推進と充実

教職員の情報教育研修を深め、ICT を活用した授業づくりや児童・生徒の情報収集及び活用する能力の向上を図る等、教育効果を高めます。

4 教育相談の充実

いじめ・不登校問題への対応、青少年健全育成のための教育相談の充実を図ります。

5 不登校児童・生徒対策の充実

効果的な指導や支援のあり方についての調査研究を深め、不登校児童・生徒の自立を支援します。

6 教育研究大会の開催

教科サークル・各種部会、教科外・領域サークル及び講演会などの教育研究大会を開催し、教育実践の交流と研修を深めます。

7 各研究団体への支援

各研究団体（サークル、部会、校内研究）を支援し、教育実践と研究活動の活性化を図ります。

8 研究協力員、研究協力校の活用

研究協力員、研究協力校を指定し、研究を深めるための連携と支援に努めます。

9 関係機関との連携

他の関係機関や学校・家庭・地域との連携を図り、小・中連携 9 年間を見通した学校教育の充実に努めます。

生涯学習

〈基本方針〉

社会の急激な変化に対応して、市民一人ひとりがいつでもどこでも自由に学習機会を享受し、「心の豊かさ」や「生きがい」を実感できる生涯学習社会の実現を図るために、社会教育の果たす役割は重要であり、そのため、以下の5点を重点目標として取り組みます。

《重点施策》

- 1 生涯学習の充実と推進
- 2 芸術・文化の振興
- 3 青少年の健全育成
- 4 生涯学習施設の充実
- 5 人権教育の推進

(具体的方策)

1 生涯学習の充実と推進

- (1) 誰でも、どこでも、いつでも、必要なことを学ぼうとする市民の学習機会を保障します。
- (2) 自主的・主体的に活動する市民や市民団体を支援します。
- (3) 社会教育関係団体や市民による芸術・文化関係団体等の組織強化と活動を支援し、生涯学習活動の活性化に努めます。
- (4) 健全な社会づくりのための人権教育等の実施や各地区における講座の開催を支援し、人権意識の高揚に努めます。

2 芸術・文化の振興

- (1) 各種教室・講座の開設や各種団体による発表会・展示会の開催を奨励します。
- (2) 気軽に芸術・文化に親しめる四万十川こども演劇祭や四万十川国際音楽祭などの活動を支援するとともに、市主催による自主事業を実施し、文化の薫りあふれるまちづくりを進めます。
- (3) 伝統行事や郷土芸能の復活・継承への取り組みを支援します。
- (4) 豊かな自然と歴史に育まれた文化や文化財の保護に努めます。
- (5) 文部科学省に『重要文化的景観』として選定された、四万十川流域特有の景観の保全や活用を重要文化的景観整備活用計画（H31年策定）に基づいて推進し、地域の活性化に努めます。

3 青少年の健全育成

- (1) 子どもたちの安全な居場所を確保し、青少年の健全な育成への取り組みを進めるとともに、関係市民団体の活動を支援します。
- (2) 子どもたちの健やかな成長のために、社会全体で家庭教育を支える環境づくりに努

めます。

- (3) 未来に夢を持ち、課題解決に向けて考えることのできる若者が育つ環境づくりに努めます。

4 生涯学習施設の充実

- (1) 各種事業実施計画など市民への積極的な情報発信・情報提供に努めます。
- (2) 高齢者や身体障害者にも利用しやすい施設となるよう、市民サービスの向上に資する管理運営に努めます。
- (3) 各施設が連携することにより、生涯学習活動がより充実するよう努めます。
- (4) 文化複合施設の効果的な利活用や運営方法に関する調査・研究に努めます。

5 人権教育の推進

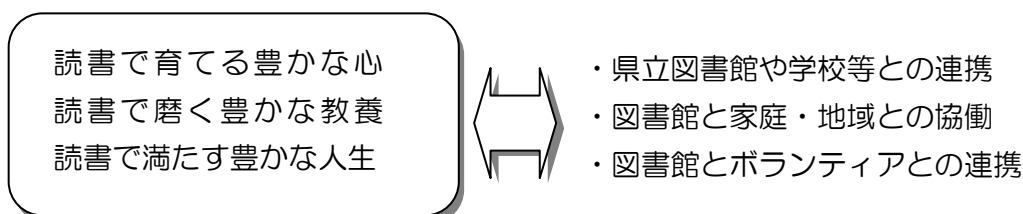
- (1) 人権問題の解決を図るため、人権学習の講座を計画的に実施し、企業内や地域ぐるみで人権教育を徹底する指導者の育成を図ります。
- (2) 就学前教育・学校教育・社会教育関係者等による研究大会を開催し、共通認識のもと、基本的人権を守るための手法や内容、幅広い人権課題について学びあいながら、課題解決に向け取り組みを進めます。
- (3) 社会の男女共同参画の問題点を認識し、学習会や研修会などを開催します。
- (4) 男女共同参画計画を推進するため、定期的に事業の達成状況や評価について取りまとめを行い、必要に応じて取組の変更や見直しの検討と実行に努めます。

《 図 書 館 》

〈基本方針〉

生涯学習を支援する機関として、指定管理者との連携のもと市民の求める資料の収集に努め、図書館サービスの充実を図ります。また、「子ども読書活動」を推進し、本好きな子どもの育成に努めます。

○ 運営方針



《重点施策》

- 1 効果的な資料の収集と提供
- 2 全市民への図書館サービスの充実
- 3 子ども読書活動の推進
- 4 利用率の引き上げ
- 5 指定管理者による事業展開

(具体的方策)

1 効果的な資料の収集と提供

- (1) 参考図書（一般教養程度）の充実に努めます。
- (2) 行政資料（パンフレット・読本等）の収集に努めます。
- (3) 郷土資料・地震・水害資料等の収集に努めます。
- (4) 県立図書館や他市の図書館との連携により、効果的な図書等の提供に努めます。

2 全市民への図書館サービスの充実

- (1) 大活字本（高齢者・弱視者への対応）やDVD等視聴覚資料の積極的収集に努めます。
- (2) 来館が困難な障害者や高齢者に対して、地域の集会所等への配送サービスを実施します。
- (3) リクエストによる図書の購入など、より市民ニーズにあった図書を確保します。
- (4) さまざまな分野や各世代向けの図書の確保を図ります。
- (5) 巡回文庫や団体貸出の充実に努めます。

3 子ども読書活動の推進

- (1) 「四万十市子ども読書活動推進計画」二次計画に基づき、家庭・地域や保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等と連携し、更なる子ども読書活動の推進と普及に努めます。
- (2) 「子ども読書の日」(4月23日)のPRに努めます。
- (3) 幼児・児童・生徒の読書(ブックスタート・絵本に親しむイベント)や絵本の読み聞かせを推進します。
- (4) 読み聞かせボランティアの育成を図ります。

4 利用率の引き上げ

- (1) 意見投書箱や利用者アンケート等を通じて利用者の要望などを把握・分析し、利用者の声をできるだけ反映させることにより、利用率の向上を図ります。
- (2) インターネットによる図書検索や予約システムなどのPRに努めます。
- (3) 多彩な雑誌の積極的収集に努めます。
- (4) DVD等多様な視聴覚資料の収集に努めます。
- (5) ホームページを活用し、図書館情報の提供・充実に努めます。

5 指定管理者による事業展開

市の方針に沿って指定管理者による事業を展開し、サービス向上をめざして図書館運営を行えるよう支援します。

(指定管理者の事業基本方針)

「四万十市の自然・歴史・文化を保存・発信し、市民の活動による四万十市の新たなきらめきを創出する図書館」を目指す図書館像とし、以下の6つをサービスの方針として事業を展開します。

- (1) 市民が集い、学び、憩う図書館を目指します
- (2) 学校等と連携し、子どもたちの「生きる力」を育てます
- (3) 市民や地域の課題解決を支援します
- (4) 地域と連携した様々な事業を展開し、市民の知的好奇心を喚起します
- (5) 四万十市の文化・歴史・自然を保存・発信し、市民の地域への愛情を高めます
- (6) 郷土四万十川コーナーを拡充し、地域と連携して四万十川を題材にした事業を行うなど特色ある図書館づくりを目指します。

《 郷土博物館 》

〈基本方針〉

地域の文化の歩みを来館者に伝え、「川とともに生きるまち」をコンセプトに、市の文化発信と観光の拠点となる施設として、より効果的な運営を図るとともに、資料の収集、整理、保存を行い、企画展の開催などを通じた資料の公開に努めます。

また、施設を活用した学習活動と研究等を支援します。

《重点施策》

- 1 企画展等の開催
- 2 施設の運営内容等の検討
- 3 資料の収集及び調査研究
- 4 施設を活用した学習活動と研究等の支援

(具体的方策)

1 企画展等の開催

- (1) 展示資料の入れ替えを行います。
- (2) 企画展の開催や常設展示の入替えを行い、市の文化発信に努めます。

2 施設の運営内容等の検討

- (1) 資料の効果的な公開を行い、地域文化の発信拠点としての役割を充実させます。
- (2) 市立図書館等他の関連施設との機能分担について見直しを行います。
- (3) 指定管理者制度導入に係る調査研究を行います。

3 資料の収集及び調査研究

- (1) 自然・考古・郷土資料等の資料収集に努めます。
- (2) 収蔵資料の調査研究に努めます。

4 施設を活用した学習活動と研究等の支援

- (1) 館内展示を活用した来館者の学習を支援します。
- (2) 収蔵資料の公開に向けた目録製作に努め、研究活動の支援を行います。

スポーツ振興

〈基本方針〉

健康で明るく豊かで活気に満ちた「生きがい」のある社会をつくるために「市民皆スポーツ」を促進し、市民のだれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しみ、楽しめる「生涯スポーツ社会」の実現ができるような環境づくりを積極的に進めます。

《重点施策》

- 1 生涯スポーツの推進
- 2 競技スポーツの推進
- 3 スポーツイベントの開催
- 4 スポーツ連携事業の実施

(具体的方策)

1 生涯スポーツの推進

(1) スポーツ活動の推進

- ① スポーツ教室の充実を図ります。
- ② ニュースポーツ、軽スポーツの普及に努めます。
- ③ 市民総合体育祭の充実を図ります。
- ④ いきいきクラブを開催します。
- ⑤ 幡多地域の市町村と連携し、スポーツ課題の解決に向けた取り組みを行います。

(2) スポーツ施設の整備充実と学校体育施設等の有効利用

- ① スポーツ施設、開放する学校体育施設等の整備充実努めます。
- ② スポーツ施設の有効活用を促進します。
- ③ スポーツ施設を活用した、大学等のスポーツキャンプの誘致活動を、関係機関等と取り組みます。
- ④ 学校体育施設の開放と利用促進に努めます。

(3) スポーツリーダーの養成と指導体制の確立

- ① スポーツ推進委員の充実と活動強化に努めます。
- ② スポーツ少年団のリーダー育成に努めます。

(4) スポーツ団体との連携と育成

- ① (公財)四万十市体育協会及び加盟団体との連携強化に努めます。
- ② スポーツ少年団の育成に努めます。
- ③ 上記以外のスポーツ団体との連携と育成に努めます。

(5) スポーツ意識の高揚

- ① 各種のスポーツ情報を積極的に提供します。
- ② 各種研修会、講習会等への参加を促進します。
- ③ スポーツマンシップ、スポーツマナーのかん養と啓発に取り組みます。

④ 四万十市スポーツ賞表彰を実施します。

2 競技スポーツの推進

- (1) 競技スポーツや学校体育の指導者の連携強化に努めます。
- (2) 各種講習会等を通じ、指導者育成に努めます。
- (3) 各種スポーツ団体等との連携により競技力の向上に努めます。
- (4) 各種競技会を開催し、競技力の向上に努めます。

3 スポーツイベントの開催

- (1) スポーツイベントの開催により、スポーツを通じた地域間交流や情報発信を促進します。
- (2) 四万十川リバーサイドフルウォークを開催します。
- (3) 四万十川ウルトラマラソン大会を開催します。
- (4) スポレク・チャレンジ・フェスタを開催します。
- (5) 子育て世代向け親子スポーツやスポーツ婚活を開催します。
- (6) 市民ハイキングを開催します。
- (7) 四万十川水泳マラソン大会を後援します。

4 スポーツ連携事業の実施

- (1) 日本体育大学と連携し、各種スポーツ教室や健康づくり教室等を実施します。